

日常生活用具の一覧（令和4年10月1日現在）

1 身体障がい

区分	種目	性能等	対象者	基準額	耐用期間
介護・訓練支援用具	特殊寝台・訓練用ベッド 介護保険優先	腕、脚等の訓練用器具を附帯するもの又は頭部及び脚部の傾斜角度の個別調整機能を有するもの	下肢又は体幹の機能障がい2級以上の障がい者及び3歳以上障がい児	159,200円	8年
	特殊マット 介護保険優先	じょくそう 褥瘡を防止し、又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止することができる機能を有するもの	下肢又は体幹の機能障がい1級の障がい者及び下肢又は体幹の機能障がい2級以上の3歳以上障がい児	19,600円	5年
	特殊尿器 介護保険優先	尿が自動的に吸引されるもので障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	下肢又は体幹の機能障がい1級の障がい者及び3歳以上障がい児	67,000円	5年
	入浴担架 取付費	障がい者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	入浴に介助を要する、下肢又は体幹の機能障がい2級以上の障がい者及び3歳以上障がい児	82,400円	5年
	体位変換器 介護保険優先	介助者が障がい者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する、下肢又は体幹の機能障がい2級以上の障がい者及び3歳以上障がい児	15,000円	5年
	移動用リフト 介護保険優先 取付費	介護者が重度の身体障がいのある障がい者等を移動させるに当たって容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	下肢又は体幹の機能障がい2級以上の障がい者及び3歳以上障がい児	159,000円	4年
	訓練いす	附属のテーブルを付けることができるもの	下肢又は体幹の機能障がい2級以上の3歳以上障がい児	33,100円	5年
	じょくそう 褥瘡予防マット 介護保険優先	じょくそう 褥瘡を予防し、体圧の分散効果を有するもの	下肢又は体幹の機能障がい2級以上の障がい者及び3歳以上障がい児	84,000円	8年

日常生活用具の一覧（令和4年10月1日現在）

自立生活支援用具	入浴補助用具 介護保険優先 取付費	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助することができ、障がい者等又は介助者が容易に使用し得るもの（住宅改修を伴うものを除く。）	入浴に介助を要する、下肢又は体幹の機能に障がいのある障がい者及び3歳以上障がい児	90,000円	8年
	便器 介護保険優先 取付費	障がい者等が容易に使用し得るもの（住宅改修を伴うものを除く。）	下肢又は体幹の機能障がい2級以上の障がい者及び学齢児以上障がい児	4,450円 （手すり付きの場合 9,850円）	8年
	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護することができるもの	平衡又は下肢若しくは体幹の機能障がいのある障がい者等で立位や歩行が不安定で頻繁に転倒するもの	オーダーメイドの場合 38,000円 レディメイドの場合 16,000円	3年
	歩行補助つえ	T字状又は棒状のつえで、木材又は軽金属製の十分な強度を有するもの	移動等において介助を必要とする、平衡又は下肢若しくは体幹の機能障がいのある障がい者及び3歳以上障がい児	3,600円	3年
	移動・移乗支援用具 介護保険優先 取付費	手すり、スロープ等でおおむね次のような性能を有するもの（住宅改修を伴うものを除く。） (1) 障がい者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって必要な強度と安全性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの	家庭内の移動等において介助を必要とする、平衡又は下肢若しくは体幹の機能障がいのある障がい者及び3歳以上障がい児	60,000円	8年

日常生活用具の一覧（令和4年10月1日現在）

特殊便器 取付費	上肢に障がいのある者又は介護者が容易に使用し得るもので温水及び温風を出し得るもの（住宅改修を伴うものを除く。）	上肢の機能障がい2級以上の障がい者及び学齢児以上障がい児で自ら排便後の処理が困難なもの	151,200円	8年
火災警報器 取付費	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発するとともに、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	単身世帯その他これに準ずる世帯に属し、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害者障害程度等級2級以上の障がい者等	15,500円	8年
自動消火器 取付費	室内温度の異常上昇又は炎の接触により自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	単身世帯その他これに準ずる世帯に属し、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害者障害程度等級2級以上の障がい者等	28,700円	8年
ガス安全システム	警報器からの遮断信号発生時、ガスの異常使用時、地震時等にガスを自動的に遮断し得るもの	単身世帯その他これに準ずる世帯に属する、喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した障がい者等及び下肢又は体幹の機能障がい1級の障がい者等	42,200円	8年
電磁調理器	視覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の障がい者及び学齢児以上障がい児	41,000円	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の障がい者及び学齢児以上障がい児	7,000円	10年
聴覚障がい者用屋内信号装置 取付費	音声等を視覚、触覚等により知覚することができるもの（サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。）	本装置が日常生活に必要と認められる聴覚障がい3級以上の障がい者	87,400円	10年

日常生活用具の一覧（令和4年10月1日現在）

在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	自己連続携行式腹膜かん流法（CAPD）による透析療法を行う、腎臓の機能障がい3級以上の障がい者及び3歳以上障がい児	51,500円	5年
	ネブライザー	障がい者等が容易に使用し得るもの	呼吸器の機能障がい3級以上の障がい者等及び同程度の身体障がいにより本装置が日常生活に必要と認められる障がい者等	36,000円	5年
	電気式たん吸引器	障がい者等が容易に使用し得るもの	呼吸器の機能障がい3級以上の障がい者等及び同程度の身体障がいにより本装置が日常生活に必要と認められる障がい者等	56,400円	5年
	足踏式・手動式たん吸引器	障がい者等又は介助者が容易に使用し得るもの	在宅で、人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用し、又は医療保険における在宅酸素療法を行う障がい者等	12,000円	5年
	酸素吸入装置	障がい者が容易に使用し得るもの	医師により本装置の使用を認められた呼吸器の機能障がい3級以上の障がい者で、医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しないもの	36,000円	10年
	酸素ボンベ運搬車	障がい者が容易に使用し得るもの	医療保険における在宅酸素療法を行う障がい者	17,000円	10年
	視覚障がい者用体温計（音声式）	視覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の障がい者及び学齢児以上障がい児	9,000円	5年
	視覚障がい者用体重計（音声式）	視覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の障がい者及び学齢児以上障がい児	18,000円	5年
	視覚障がい者用血圧計（音声式）	視覚障がいのある障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の障がい者	15,000円	5年
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸状態を継続的に測定することが可能な機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	人工呼吸器の装着が必要な障がい者等	157,500円	5年	

日常生活用具の一覧（令和4年10月1日現在）

	正弦波インバーター発電機・ポータブル電源（蓄電池）・DC/ACインバーター	障がい者等又は介助者が容易に使用し得るものであって、別に定める性能要件に該当するもの	在宅で、人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用し、又は医療保険における在宅酸素療法を行う障がい者等	80,000円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声若しくは文章に変換する機能を有し、又は音声を増幅する機能を有するもので、障がい者等が容易に使用し得るもの	音声若しくは言語の機能障がい又は肢体不自由のある障がい者及び学齡児以上障がい児で、発声又は発語に著しい障がいのあるもの	98,800円	5年
情報・通信支援用具		障がい者向けの、パーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフトのうち、障がい者等の操作を動作又は音声等により補助するもので障がい者等が容易に使用し得るもの	上肢の機能障がい又は視覚障がいのある障がい者等	100,000円	5年
	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	視覚障がい2級以上の障がい者で本装置が日常生活に必要と認められるもの	383,500円	6年
	点字器	視覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の障がい者等	10,800円	7年
	点字タイプライター	視覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	就労若しくは就学をし、又は就労が見込まれる視覚障がい2級以上の障がい者等	63,100円	5年

日常生活用具の一覧（令和4年10月1日現在）

視覚障がい者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚でき、DAISY方式による録音又は当該方式により記録された図書の再生が可能な製品で、視覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の障がい者及び学齢児以上障がい児	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	6年
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の障がい者及び学齢児以上障がい児	99,800円	6年
視覚障がい者用読書器	画像入力装置により、文字等を拡大表示し、又は音声信号に変換して出力する機能を有するもの	視覚障がいのある障がい者及び学齢児以上障がい児で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	198,000円	8年
視覚障がい者用時計	視覚障がいのある障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の障がい者	触読式の場合 10,300円 音声式の場合 13,300円	10年
聴覚障がい者用通信装置 取付費	一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器で、障がい者等が容易に使用し得るもの	聴覚障がい又は発声若しくは発語に著しい障がいのある障がい者及び学齢児以上障がい児で、意思伝達、緊急連絡等の手段として本装置が必要と認められるもの	71,000円	5年

日常生活用具の一覧（令和4年10月1日現在）

	聴覚障がい者用情報受信装置 取付費	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がいのある障がい者等用の番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、災害時に聴覚障がいのある障がい者等向けの緊急信号を受信するもので、聴覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	聴覚障がいのある障がい者等で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	88,900円	6年
	会議用拡聴器	聴覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	聴覚障がい4級以上の障がい者及び学齢児以上障がい児	38,200円	6年
	人工喉頭（笛式）	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口くう内に導き構音化するもの	音声又は言語の機能障がいのある障がい者で、喉頭摘出により音声を全く発することができないもの	8,400円	4年
	人工喉頭（電動式）	あごの下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口くう内に導き構音化するもの	音声又は言語の機能障がいのある障がい者で、喉頭摘出により音声を全く発することができないもの	72,300円	5年
	点字図書	点字により作成された図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がいのある障がい者等	—	—
排せつ管理支援用具	ストーマ用装具（消化器系）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋でラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	ぼうこう又は直腸の機能障がい4級以上のストーマ造設者	9,000円	1か月
	ストーマ用装具（尿路系）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	ぼうこう又は直腸の機能障がい4級以上のストーマ造設者	12,000円	1か月

日常生活用具の一覧（令和4年10月1日現在）

	紙おむつ等	紙おむつ、脱脂綿、サラシ又はガーゼで、障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	ストーマの著しい変形若しくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ用装具を装着できない障がい者等、二分脊椎等による排尿若しくは排便の機能障がいのある障がい者等又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいにより排尿若しくは排便の意思表示が困難な障がい者等	12,000円	1 か月
	収尿器	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置が付いているもの	ぼうこう又は直腸の機能障がい4級以上で、高度の排尿の機能障がいのある障がい者	9,000円	1年
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具 介護保険優先	障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの（浴室、便所、台所、居室、玄関等の改修であって、市長が別に定める種類の住宅改修に限る。）	下肢若しくは体幹の機能障がい1級若しくは2級又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）1級若しくは2級の障がい者（65歳未満の者に限る。）及び学齢児以上障がい児	住宅改修に要した費用に相当する額（居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費に相当する額を除く。以下同じ。）から、浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則（平成12年規則第38号）第6条第1項に規定する基準額（以下「要介護者等住宅改修基準額」という。）を減じて得た額又は500,000円の	—

日常生活用具の一覧（令和4年10月1日現在）

				うちいずれか少ない額	
			下肢若しくは体幹の機能障がい3級又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）3級の障がい者（65歳未満の者に限る。）及び学齢児以上障がい児並びに法の規定により車椅子に係る補装具費の支給を受けている障がい者（65歳未満の者に限る。）及び学齢児以上障がい児	住宅改修に要した費用に相当する額から、要介護者等住宅改修基準額を減じて得た額又は200,000円のうちいずれか少ない額	—

2 知的障がい・精神障がい

区分	種目	性能等	対象者	基準額	耐用期間
介護・訓練支援用具	特殊マット 介護保険優先	じょくそう 褥瘡を防止し、又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止することができる機能を有するもの	知的障がいの程度が重度又は最重度であると判定された障がい者及び3歳以上障がい児	19,600円	5年
自立生活支援用具	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護することができるもの	知的障がいの程度が重度又は最重度であると判定された障がい者等でてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	オーダーマイドの場合 38,000円 レディメイドの場合 16,000円	3年
	特殊便器 取付費	知的障がいのある障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもので温水及び温風を出し得るもの（住宅改修を伴うものを除く。）	知的障がいの程度が重度又は最重度であると判定された障がい者及び学齢児以上障がい児で自ら排便後の処理が困難なもの	151,200円	8年

日常生活用具の一覧（令和4年10月1日現在）

火災警報器 取付費	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発するとともに、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	単身世帯その他これに準ずる世帯に属し、火災発生感知及び避難が著しく困難な、知的障がい程度が重度又は最重度であると判定された障がい者等及び精神障がい者障がい等級1級の障がい者等	15,500円	8年
自動消火器 取付費	室内温度の異常上昇又は炎の接触により自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	単身世帯その他これに準ずる世帯に属し、火災発生感知及び避難が著しく困難な、知的障がい程度が重度又は最重度であると判定された障がい者等及び精神障がい者障がい等級1級の障がい者等	28,700円	8年
電磁調理器	知的障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	知的障がい程度が重度又は最重度であると判定された障がい者及び学齢児以上障がい児	41,000円	6年
聴覚過敏者用イヤーマフ・デジタル耳栓	聴覚過敏のある者が使用するイヤーマフ、デジタル耳栓等で、周囲の不快感音を遮断する効果のあるもの	知的障がいがあると判定された障がい者等及び精神障がい者障がい等級3級以上の障がい者等で、聴覚過敏であると医師に認められたもの	10,000円	3年

3 難病患者等

区分	種目	性能等	対象者	基準額	耐用期間
介護・訓練支援用具	特殊寝台・訓練用ベッド 介護保険優先	腕、脚等の訓練用器具を附帯するもの又は頭部及び脚部の傾斜角度の個別調整機能を有するもの	寝たきりの状態にある3歳以上の者及び下肢又は体幹機能に障がいのある3歳以上の者	159,200円	8年
	特殊マット 介護保険優先	じょくそう 褥瘡を防止し、又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止することができる機能を有するもの	寝たきりの状態にある3歳以上の者	19,600円	5年

日常生活用具の一覧（令和4年10月1日現在）

	特殊尿器 介護保険優先	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	自力で排尿することができない3歳以上の者	67,000円	5年
	体位変換器 介護保険優先	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	寝たきりの状態にある3歳以上の者	15,000円	5年
	移動用リフト 介護保険優先 取付費	介護者が難病患者等を移動させるに当たって容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	下肢又は体幹機能に障がいのある3歳以上の者	159,000円	4年
自立生活支援用具	入浴補助用具 介護保険優先 取付費	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助することができ、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの（住宅改修を伴うものを除く。）	入浴に介助を要する3歳以上の者	90,000円	8年
	便器 介護保険優先 取付費	難病患者等が容易に使用し得るもの（住宅改修を伴うものを除く。）	下肢又は体幹機能に障がいのある学齢児以上の者	4,450円 （手すり付きの場合 9,850円）	8年
	移動・移乗支援用具 介護保険優先 取付費	手すり、スロープ等でおおむね次のような性能を有するもの（住宅改修を伴うものを除く。） (1) 難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって必要な強度と安全性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの	下肢が不自由な3歳以上の者	60,000円	8年

日常生活用具の一覧（令和4年10月1日現在）

	<p>特殊便器</p> <p>取付費</p>	<p>上肢に障がいのある難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもので温水及び温風を出し得るもの（住宅改修を伴うものを除く。）</p>	<p>上肢機能に障がいのある学齢児以上の者</p>	<p>151,200円</p>	<p>8年</p>
	<p>自動消火器</p> <p>取付費</p>	<p>室内温度の異常上昇又は炎の接触により自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの</p>	<p>単身世帯その他これに準ずる世帯に属し、火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等</p>	<p>28,700円</p>	<p>8年</p>
在宅療養等支援用具	<p>ネブライザー</p>	<p>難病患者等が容易に使用し得るもの</p>	<p>呼吸器機能に障がいのある難病患者等</p>	<p>36,000円</p>	<p>5年</p>
	<p>電気式たん吸引器</p>	<p>難病患者等が容易に使用し得るもの</p>	<p>呼吸器機能に障がいのある難病患者等</p>	<p>56,400円</p>	<p>5年</p>
	<p>足踏式・手動式たん吸引器</p>	<p>難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの</p>	<p>在宅で、人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用し、又は医療保険における在宅酸素療法を行う難病患者等</p>	<p>12,000円</p>	<p>5年</p>
	<p>動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）</p>	<p>呼吸状態を継続的に測定することが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの</p>	<p>人工呼吸器の装着が必要な難病患者等</p>	<p>157,500円</p>	<p>5年</p>
	<p>正弦波インバーター発電機・ポータブル電源（蓄電池）・DC/ACインバーター</p>	<p>難病患者等又は介助者が容易に使用し得るものであって、別に定める性能要件に該当するもの</p>	<p>在宅で、人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用し、又は医療保険における在宅酸素療法を行う難病患者等</p>	<p>80,000円</p>	<p>5年</p>
<p>居宅生活動作補助用具</p> <p>介護保険優先</p>	<p>難病患者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの（浴室、便所、台所、居室、玄関等の改修であって、市長が別に定める種類の住宅改修に限る。）</p>	<p>下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等（6歳以上65歳未満の者に限る。）及び法の規定により車椅子に係る補装具費の支給を受けている難病患者等（6歳以上65歳未満の者に限る。）</p>	<p>住宅改修に要した費用に相当する額から、要介護者等住宅改修基準額を減じて得た額又は200,000円のうちのいずれか少ない額</p>	<p>—</p>	